

広島県福山市の小学校におけるコンクリート片等落下事故について

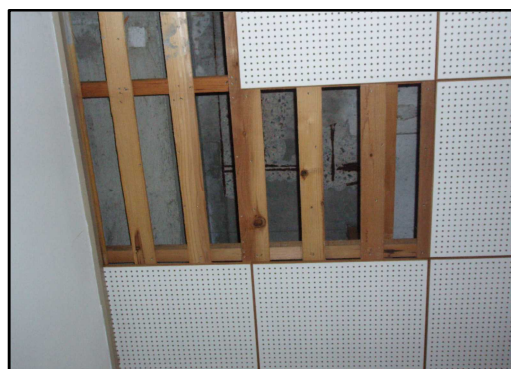
1. 事故の経緯

平成27年1月21日（水）14時30分頃、広島県福山市の市立赤坂小学校において、教室の天井裏のコンクリート片及び天井パネル1枚が落下。

教室内にいた児童及び教諭に、けがはなし。

2. 事故の状況

- 事故が発生した校舎は昭和48年築、鉄筋コンクリート造4階建ての建物
- 4階教室の天井裏から、コンクリート片（45cm×20cm、厚さ3cm）が木製の天井パネル（45cm×45cm）とともに落下。
- 教室内には児童25名と教諭1名がいたが、教室後方の児童の席がないスペースに落下したため、児童及び教諭にけがはなかった。



3. 現時点で推測される事故原因

結露や屋上からの雨水の浸透により鉄筋が腐食し、膨張したことにより、コンクリートの損傷が進み、コンクリート片が落下したものと推測。

4. 福山市の対応

事故当日中に、同校校舎の他の部分の天井裏を市の建築技師が目視で点検。最上階の部分においてはコンクリートの剥離などが確認されたため、当該部分をたたき落とすなどの対応を行った。

市立の全小中高等学校の最上階の緊急点検を1月25日（日）までに完了しており、改修・補修が必要と判断された6校の教室については、教室を立ち入り禁止にした上、直ちに対策を講じた。

今後、天井裏の点検を定期的に行うこととし、具体の実施方法は今後検討する。

学校施設の維持管理に関する法律上の規定について（概要）

【建築基準法関係】

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）

（第8条関係）

- 建築物の所有者、管理者等は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならない。

（第12条関係）

- 特殊建築物等（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士等にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者は、当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士等に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

【学校保健安全法関係】

学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）

（第26条関係）

- 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（第27条関係）

- 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

学校保健安全法施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号）

（第28条関係）

- 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。
- 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

（第29条関係）

- 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

※この他、関係法令に施設の維持管理に関する規定がある。